

勝浦町子どもの読書活動推進計画 (第2次推進計画)



令和3年3月
勝浦町教育委員会

はじめに

読書活動を通じた子どもの健やかな成長を目的として、国において平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定され、徳島県においても平成15年に「徳島県子どもの読書活動推進計画」（第一次推進計画）が制定されるなど、子どもの読書活動が推進されているところです。

読書は、教養・価値観・感性等を育んでいくためにきわめて重要なもので、読書習慣を身につけることは、豊かな人生を歩むための一生の財産となります。

勝浦町においても、これまで家庭・地域・学校等において、それぞれの立場で、活発に子どもの読書活動の取組みを行ってきましたが、さらに効率よく子どもの読書活動の推進を図るため、平成27年度に、町全体で総合的かつ計画的に行う「勝浦町子どもの読書活動推進計画」を策定しました。

本計画を通じ、次世代を担う子どもが読書を通じて豊かな感性と考える力を育むことができるよう、子どもの読書活動の意義や重要性について町民の理解・関心を高め、家庭・地域・学校等の連携のもと環境整備に努めてまいります。

最後となりましたが、本計画を策定するにあたりご協力いただきました皆さま方に心より感謝を申し上げますとともに、今後とも子どもの読書活動推進のため一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

勝浦町教育委員会

教 育 長 市 川 公 雄

目 次

第1章 子どもの読書活動推進計画の基本的な考え方

1 勝浦町子どもの読書活動推進計画策定の趣旨	1
2 基本方針	1
3 推進計画の体系	2
4 推進計画の期間	2

第2章 今後の子どもの読書活動推進のための取組

1 家庭における子どもの読書活動の推進	3
2 地域における子どもの読書活動の推進	4
(1) 図書館における推進	4
(2) 子育て交流支援センター及び放課後児童クラブにおける推進	5
3 学校等における子どもの読書活動の推進	6
(1) 保育園における推進	6
(2) 小学校・中学校における推進	7

第3章 家庭・地域・学校等の連携による子どもの読書活動の推進

9

第4章 子どもの自主的な読書活動を推進するための社会的気運の醸成

10

【資料】 子どもの読書活動の推進に関する法律	11
------------------------------	----

「勝浦町子どもの読書活動推進計画」策定委員名簿	14
-------------------------------	----

第1章 子どもの読書活動推進計画の基本的な考え方

1 勝浦町子どもの読書活動推進計画策定の趣旨

子どもたちを取り巻く生活環境は、インターネットやスマートフォンの普及、SNSなどのコミュニケーションツールの多様化などにより著しく変化しています。そんな現代において、「子どもの読書離れ」が一層深刻化しないためにも読書活動の推進は、より重要なものとなってきています。

本町では、法律や国・県の計画の趣旨を踏まえて、「勝浦町子どもの読書活動推進計画」を平成28年3月に策定し、各関係機関の協力のもと課題の改善に努めてきました。子どもたちがより一層読書活動に積極的に取り組める環境づくりを進めるため、「勝浦町子どもの読書活動推進計画(第2次推進計画)」を策定するものです。

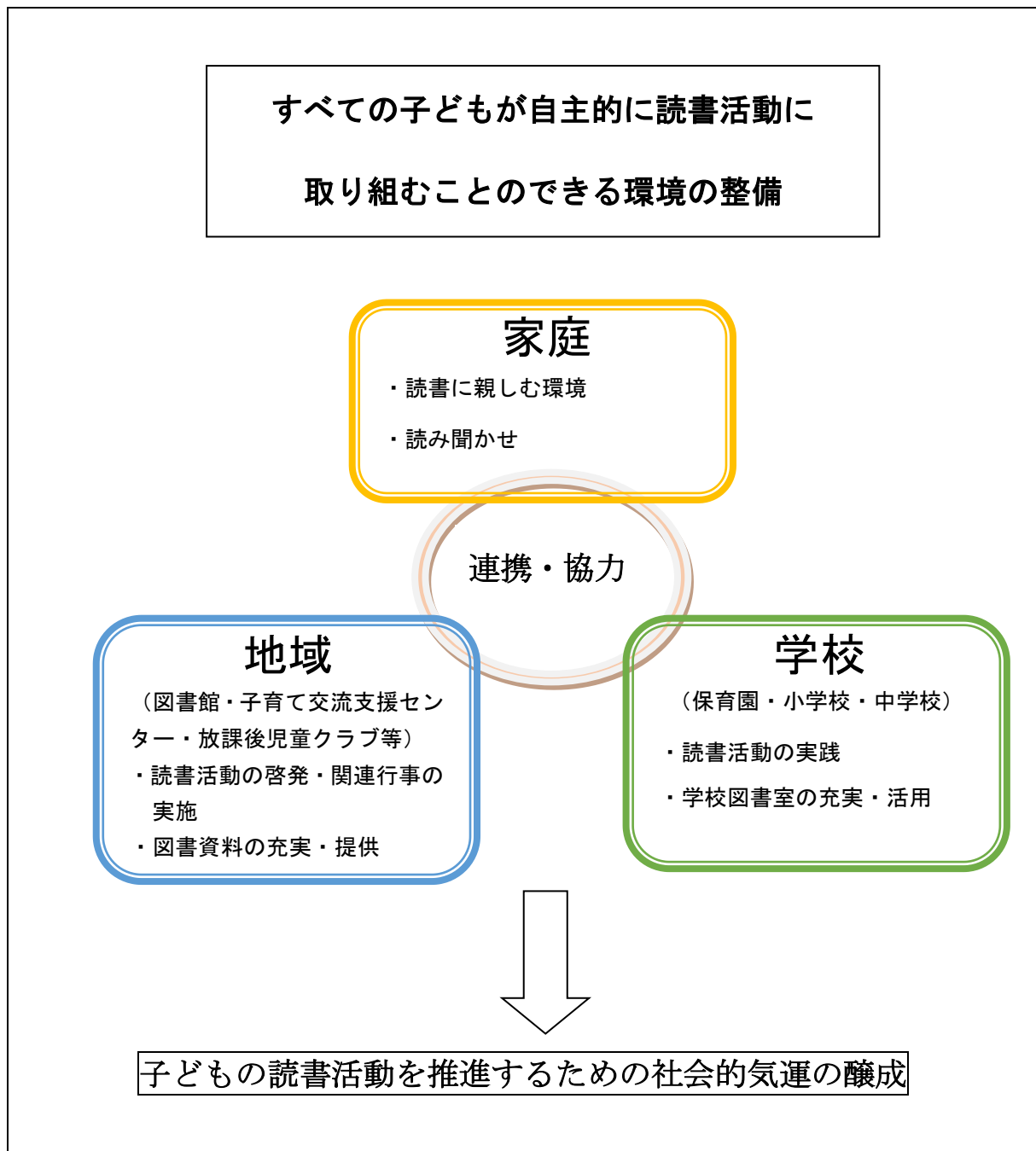
2 計画策定の基本方針

読書活動は、『子どもの読書活動の推進に関する法律』第二条及び『文字・活字文化振興法』第一条において「文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積した知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものである」とされ、読書は欠くことのできないものとされています。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、環境は大きく変化しました。家庭学習の必要性が増し、タブレット等が普及していく中で読書に対する意識を高めるため、家庭・地域・学校・行政の連携のもと、子どもが自ら読書活動に取り組むことのできる環境を整備することを目指します。

3 推進計画の体系

子どもの読書活動を推進するための社会的気運の醸成し、すべての子どもが自主的に読書活動に取り組むことのできる環境の整備を進めるために、家庭・地域・学校等が連携・協力し、地域社会全体でその目標達成を図ります。



4 推進計画の期間

計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

第2章 子どもの読書活動推進のための取組

1 家庭における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

家庭は、子どもが本に親しむ環境づくりの基礎的役割を担います。読書が習慣として生活の中に位置づけられるよう、乳幼児期から本に親しむ機会づくり、家族ぐるみで読書に取り組む気運づくりが重要です。

しかしながら、近年核家族化が進む中で保護者が子どもに関わる時間が減少しており、家庭で本に親しむ環境が整っていないとはいえません。また、子どもたちは趣味やスポーツ・習い事・学習塾に費やす時間が多くなっており、読書に関する関心が薄くなり、読書離れが進んでいます。

現在、福祉課では乳幼児検診時に絵本の贈呈を行っており、家庭での読み聞かせ等の読書活動を推進するよう取り組んでいます。

読書が子どもの成長にとってどんな意義があるのか、どんな重要性があるのか、保護者自身が深く理解し、家庭において保護者と子どもがともに読書を楽しむ環境づくりが重要です。

【具体的な取組】

- 町の広報誌やホームページ等を通じ、読書活動推進に関する情報提供に努めます。
- 学校やPTAなど多くの関係機関に幅広く連携を働きかけ、「家読（うちどく）」※の普及に努めます。
- 家族ぐるみでの図書館の利用や、読書活動に関する行事への参加を働きかけます。

※「家読（うちどく）」

家読とは、家庭での読書を略した呼び名で、読書を通して、家族のコミュニケーションを図ろうという試みです。家読のやり方に決まりはありません。家族一緒になって読書を楽しむ時間を過ごして、読んだ本について話をするということを基本としています。

2 地域における子どもの読書活動の推進

(1) 町図書館における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

図書館は、子どもにとっても保護者にとっても、本と出会い本と親しむ場所です。本に関心を持ち読書の楽しみを知ることのできる場所として、環境づくりに取り組んでいます。

図書館では、「おはなし会」の実施や、学校などへの団体貸出、また、小学生の図書館見学や中学生の職場体験受入を行うなど、学校との連携も図っています。

読書活動以外でも、漫画・ポスター教室や木工教室、読書スタンプラリーなど、子ども向けのイベントを開催しているほか令和2年8月には恐竜月間が開催されたことに伴い、恐竜図書コーナーを設置するなど親しみやすい図書館づくりに努めてきました。

また、前回の課題としていたインターネットを利用した図書館内の蔵書検索や貸出状況の確認は平成28年10月より可能となりました。

子どもが本に興味を持ち、自主的に読書活動ができるよう、資料の充実を図るとともに、より親しみやすく利用しやすい図書館となるよう、すべての子どもと保護者に配慮した図書館づくりに努める必要があります。

【具体的な取組】

- 継続して図書の情報収集・資料の充実に努め、子どもが本に関心を持てるような雰囲気づくり、環境づくりに努めます。
- おはなし会や行事を継続して実施し、子どもの読書活動の充実を図るとともに、読書への関心を高めるよう努めます。
- 子育て交流支援センター・保育園・学校などの読書環境の充実のため、団体貸出を促進します。
- 小学生を対象とした社会見学の受入や中学生を対象にした職場体験の受入などを通じて、より多くの子どもたちが図書館に親しむ機会を持てるよう努めます。
- 利用者の意見をもとに、図書館における施設整備を進めます。

(2) 子育て交流支援センター及び放課後児童クラブにおける推進

【現状と課題】

子育て交流支援センターでは、子育てを支援する多くの取組を行っています。その中で、子どもの読書活動の取組として絵本の読み聞かせ等を実施し、子どもが絵本に興味をもつよう取り組んでいます。

子どもたちにとって早い時期から読書習慣を身につけることが大切であることから、引き続き、本とふれあう機会づくりとして読み聞かせの活動に取り組んでいきます。

本町の2つの放課後児童クラブでは、遊びの指導を行いながら児童の健全育成を図っています。

子どもの読書活動の取組として子どもが自由に本を手にとれるよう図書コーナーを設けています。今後も、本への興味を促すような工夫をし、子どもたちが読書に親しめる環境づくりに努めます。

【具体的な取組】

- 子どもの成長に応じた本の選択や整備・充実に努めます。
- 子どもが本に積極的に親しめる環境作りに努めます。
- 保護者に子どもの読書活動の意義や重要性についての理解の促進に努めます。



読み聞かせ

(子育て交流支援センター：はぐくみクラブ)



図書コーナー

(放課後児童クラブ：ちゃいるどクラブ)



図書コーナー

(放課後児童クラブ：たけのこクラブ)

3 学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 保育園における推進

【現状と課題】

乳幼児期に絵本に親しむ機会をつくることにより、さまざまなことを想像したり表現したりする楽しさを経験することは、豊かな感性を育み、将来の読書活動の基礎になります。

本町の2つの保育園では、保育士による子どもの発達段階に応じた絵本の読み聞かせが日常的に行われています。

また、家庭での読み聞かせを推進するため絵本の貸出、保育園だよりによる定期的な啓発や、ボランティアによる読み聞かせや絵本の展示、カリキュラムの中に読書計画をいれる等の取り組みが継続して実施されています。

子どもが絵本に触れたり、読み聞かせを楽しんだりして絵本への興味・関心をより高めるため、子どもの発達段階を踏まえた絵本の確保とともに保護者への支援、啓発活動を充実することが大切です。

【具体的な取組】

- 新刊絵本の購入や図書館等の有効活用及び保育士への図書の紹介等による連携を行い、発達段階に応じた絵本の整備や充実を図り、より絵本に対して興味を持てる読書環境の充実に努めます。
- 幼児がさまざまな絵本に親しめるように、職員による読み聞かせの継続はもとより、ボランティアとの継続を図りながら豊かな感性の育成に努めます。
- 保育園からのお知らせ等を通じて、保護者に絵本や催しの案内を紹介するとともに、絵本のすばらしさが伝わるよう積極的な保護者への啓発に努めます。
- 送迎時等に幼児及び保護者への図書館の積極的な利用啓発に努めます。
- 各種研修会等に参加し、職員の読み聞かせについて技術の向上を目指します。



読み聞かせ
(こすもす保育園)

(2) 小学校・中学校における推進

【現状と課題】

教育基本法の理念を受けて、「学校教育法」第21条では、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」(第5号)が規定され、平成20年の「学習指導要領」の改訂においては、「各教科等における言語活動の充実、学校図書館の活用等によって、学校における言語環境を整えることが必要」とされています。また、小・中学校においては、国語科をはじめとする各教科等での読書活動を推進し、子どもの思考力・判断力・表現力の向上へとつなげていくことが求められています。

本町の2つの小学校では、全校一斉の読書活動、読書感想文コンクールの実施、本の展示・紹介、町の図書館見学や学校支援ボランティアによる読み聞かせ、図書委員会による読書啓発活動など多くの取組がなされています。

中学校においても全校一斉の読書活動、読書感想文コンクールの実施、本の展示・紹介が行われています。また、図書委員会では読書啓発活動として、全校生徒対象の希望図書購入アンケート、学校内外での読書冊数調べ、新聞の閲覧状況調べなどの調査、学級文庫の入替作業など様々な活動を行っています。

学校図書館は図書委員により昼休みに開け閉めされ、図書の貸し出し、返却、閲覧が行われています。また、総合的な学習の時間や各教科の授業等で教材に応じて図書室を利用しています。

継続されてきた活動により本に対する興味・親しみは深まっていると考えられ、今後は児童生徒の読書意識を高めることが課題とされます。必要図書・推薦図書などのブックリストの作成や図書室の更なる環境整備を重点的に目指します。

【具体的な取組】

- 「朝の読書」をはじめとする全校一斉読書や読み聞かせなどの読書活動の活性化を図ります。
- 授業始めに絵本の読み聞かせを実施し、継続的な意識の向上に努めます。
- 読書ブックリストの作成に努めます。
- 子どもが本に親しみを持てるよう、読みたい本の情報を把握し、学校図書館や学級文庫、図書コーナーなどの環境整備に努めます。
- 委員会活動の充実と発展に努め、読書意欲の向上を図ります。
- 多様な図書や資料を確保するために、民間団体・町図書館との積極的な連携に努めます。
- 子どもの発達段階やニーズに応じた図書の計画的購入に努める。
- 学校玄関ホールに各学年の推薦図書を設置し、学年を超えた読書意識の共有を図ります。

第3章 家庭・地域・学校等の連携による子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

家庭・地域・学校等が読書活動を推進する中で、さまざまな連携や協力による取り組みが行われています。

今後、子どもの読書活動をさらに推進するためには、家庭・地域・学校等が一体となった地域ぐるみの取り組みが重要であり、**幼少時から継続した取り組みを連携して行うことによって、読解力、表現力を育てていきます。**

【具体的な取組】

- 町図書館・読書に係わる団体・学校等が密に連携をとれる体制づくりを協議・検討します。
- 読書活動の重要性を各関係機関を通じて、保護者を含め、町民への啓発に努めます。
- 町の広報誌やホームページ等を活用して「子どもの読書活動」の重要性についての啓発を図るとともに各種行事や図書等の情報提供を行います。
- 図書館と学校等の情報交換に努めます。



小学生の図書館見学
(勝浦町図書館)

第4章 子どもの自主的な読書活動を推進するための社会的気運の醸成

【現状と課題】

子どもの読書活動を推進するために、読書活動に関する情報が、いつでも、どこでも利用できる環境を整えることが重要であり、そのためには、子どもを取り巻く社会全体の読書活動への理解と協力が欠かせません。

子どもの読みたい本・お薦めの本についての情報や、学校・図書館・関係機関で行われる地域に根ざした様々な読書活動やイベント等の情報を収集し、町の広報誌やホームページ等を通じて積極的に提供するとともに、読書活動の意義や重要性について啓発を図ることが重要です。

また、「子ども読書の日」※（4月23日）は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられたものであり、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい行事を実施し、「こどもの読書週間」※（4月23日～5月12日）においても具体的な取組を進めていきます。

【具体的な取組】

- 子どもの読書活動への一層の理解促進を図るため、読書活動への取組を紹介して、町民に対して関心と理解を深めます。
- 「子ども読書の日」（4月23日）を中心に、子どもの読書活動への興味や関心を深めていく取組を進めていきます。

※「子ども読書の日」

2000年に政官民の協力で実施された「子ども読書年」。この流れを受けて2001年12月には「子どもの読書活動推進法」が公布・施行、国と自治体には子どもの読書推進に関する施策の策定・実施の責務を有することが明記されました。その「子どもの読書活動推進法」により、4月23日が「子ども読書の日」と定められました。この日には文部科学省がフォーラムを開催し、読書活動優秀実践の学校・図書館・団体を表彰しています。

※「こどもの読書週間」

子どもたちにもっと本を、子どもたちにもっと本を読む場所をとの願いから、「こどもの読書週間」は1959年（昭和34年）に誕生しました。もともとは、5月5日の「こどもの日」を中心とした2週間（5月1日～14日）でしたが、子どもの読書への関心の高まりを受けて、「子ども読書年」である2000年より現在の4月23日（世界本の日・子ども読書の日）～5月12日に期間を延長しました。「こどもの日」にちなみ「こども」と表記します。

【資料】

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日 法律第154号制定)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

「勝浦町子どもの読書活動推進計画」策定委員名簿

氏 名	所 属
笠松 京子	生比奈小学校 教諭
横井 佑佳	横瀬小学校 教諭
鎌田 明美	勝浦中学校 教諭
西岡 弘子	勝浦こすもす保育園 保育士
多田 美穂	勝浦みかん保育園 保育士
市川 公雄	勝浦町図書館 館長

「勝浦町子どもの読書活動推進計画」策定事務局

氏 名	所 属
多田 一樹	勝浦町教育委員会 担当